

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、玉名市社会体育施設(以下「体育施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 スポーツの振興を図り、市民の体力向上及び健康の増進に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第 3 条 体育施設の名称及び位置は、[別表第 1](#)のとおりとする。

(管理)

第 4 条 体育施設は、玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

2 体育施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(休館日等)

第 5 条 体育施設の休館日又は休場日(以下「休館日等」という。)は、[別表第 2](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日等を別に定め、又は体育施設を[同項](#)に規定する休館日等に開館し、若しくは開場することができる。

(使用の時間)

第 6 条 体育施設の使用時間は、[別表第 2](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第 7 条 体育施設及びこれに附属する設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、[前項](#)の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 体育施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗等を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、教育委員会が施設等の管理上特に必要があるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 8 条 [前条第 1 項](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(特別の設備)

第 9 条 使用者は、体育施設を使用する場合において、特別の設備又は備付けの物品以外の物品を使用するとき、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第 10 条 教育委員会は、使用者が[次の各号](#)のいずれかに該当するとき、又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該体育施設の使用の許可に係る条件を変更し、使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (4) [第7条第3項各号](#)のいずれかに該当することとなったとき。
 - (5) 緊急やむを得ない事情により、市又は教育委員会がこれを使用する必要があるとき。
- 2 教育委員会は、[前項](#)の規定による使用許可の取消し等によって生じる損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(入館等の制限)

第11条 教育委員会は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品若しくは動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) [前3号](#)に掲げる者のほか、教育委員会が体育施設の管理上支障があると認める者

(使用料)

第12条 使用者は、[別表第3](#)から[別表第12](#)までに定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める義務教育の課程にある者に使用させる場合で、必要と認めるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第14条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が体育施設を使用しないことにつき相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 体育施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第5条](#)及び[第6条](#)の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休館日等を変更し、若しくは別に定め、又は開館若しくは開場の時間を変更することができる。

3 [第1項](#)の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第6条](#)、[第7条](#)、[第9条](#)、[第10条](#)([第10条第1項第5号](#)に係る部分を除く。)及び[第11条](#)中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 [第1項](#)の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた[第7条第1項](#)([前項](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 [第1項](#)の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前に[第7条第1項](#)([第3項](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第17条 [第12条](#)の規定にかかわらず、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、[前条各号](#)に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、[別表第3](#)から[別表第12](#)までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(兼業の禁止)

第19条 法第92条の2、第142条(法第166条第2項において準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2及び第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、法第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。[第10条第1項](#)の規定により使用を停止し、又は許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第21条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(玉名市営グラウンド条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 玉名市営グラウンド条例(平成17年条例第172号)
- (2) 玉名市体育館条例(平成17年条例第173号)
- (3) 玉名市弓道場条例(平成17年条例第174号)
- (4) 玉名市武道館条例(平成17年条例第175号)
- (5) 玉名市天水相撲場条例(平成17年条例第176号)
- (6) 玉名勤労者体育センター条例(平成17年条例第177号)
- (7) 玉名市岱明B&G海洋センター条例(平成17年条例第178号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに[前項](#)の規定による廃止前の玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名勤労者体育センター条例又は玉名市岱明B&G海洋センター条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 旧条例の規定により使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 6 月 27 日条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の玉名市社会体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた玉名市社会体育施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた玉名市社会体育施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日条例第 23 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 27 日条例第 24 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

10 第 9 条の規定による改正後の玉名市社会体育施設条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の玉名市社会体育施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の玉名市社会体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた玉名市社会体育施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた玉名市社会体育施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条関係)

名称	位置
玉名市横島グラウンド	玉名市横島町横島 3779 番地
玉名市天水グラウンド	玉名市天水町小天 4034 番地
玉名市天水テニスコート	玉名市天水町小天 7242 番地
玉名市横島体育館	玉名市横島町横島 3808 番地
玉名市天水体育館	玉名市天水町小天 7237 番地 1
玉名市弓道場	玉名市岩崎 173 番地 5
玉名市武道館	玉名市繁根木 94 番地 11
玉名市天水相撲場	玉名市天水町小天 7237 番地 1
玉名勤労者体育センター	玉名市岩崎 173 番地 2
玉名市岱明 B&G 海洋センター	玉名市岱明町中土 590 番地

別表第 2(第 5 条、第 6 条関係)

(平 30 条例 23・一部改正)

施設	休館日等	使用時間
----	------	------

玉名市横島グラウンド		12月28日から翌年の1月4日まで	午前6時から午後10時まで
玉名市天水グラウンド		12月28日から翌年の1月4日まで	午前6時から日没まで
玉名市天水テニスコート		12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名市横島体育館		12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名市天水体育館		12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名市弓道場		月曜日 12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名市武道館		月曜日 12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名市天水相撲場		12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名勤労者体育センター		月曜日 12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
玉名市岱明B&G海洋センター	体育館	月曜日 12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	プール	月曜日 10月1日から翌年の5月31日まで	午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの期間にあっては、午前9時から午後9時まで)

備考 月曜日を休館日等としている体育施設で、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、休館日等をその日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

別表第3(第12条、第17条関係)

(令元条例24・一部改正)

玉名市横島グラウンド使用料

施設名		使用時間	使用料		夜間照明設備
グラウンド	全面	1時間につき	一般	200円	2,240円
			高校生以下	100円	
	野球場	1時間につき	一般	100円	1,120円
			高校生以下	50円	
	ソフトボール場	1時間につき	一般	100円	1,120円
			高校生以下	50円	

備考

- この使用料は、消費税等を含む。
- 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第4(第12条、第17条関係)

玉名市天水グラウンド使用料

施設名	使用時間	使用料		
		全面	一般	高校生以下
多目的グラウンド	1時間につき	全面	一般	100円
			高校生以下	50円

備考

- この使用料は、消費税等を含む。
- 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第5(第12条、第17条関係)

玉名市天水テニスコート使用料

施設名	使用時間	使用料		
		1面	一般	高校生以下
テニスコート	1時間につき	1面	一般	100円
			高校生以下	80円
夜間照明設備	1時間につき	全面	300円	

備考

- この使用料は、消費税等を含む。
- 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第6(第12条、第17条関係)

(令元条例24・令3条例16・一部改正)

玉名市横島体育館使用料

(1) 専用使用

区分	入場料金を徴収しない場合						入場料金を徴収する場合
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで	加算額(1時 間につき)		
アマチュアス ポーツとして 利用する場合	一般	2,950円	2,950円	3,560円	9,160円	730円	左記の料金の2倍の額
	高校生以下	2,360円	2,360円	2,850円	7,330円	590円	左記の料金の2倍の額
上記以外の場合	11,810円	11,810円	14,250円	36,660円	2,950円	左記の料金の3倍の額	
備考	営利を目的として使用する場合は、上記料金の2倍の額						左記の料金の3倍の額

(2) 一部使用

区分	使用時間	使用料	
		一般	高校生以下
バスケットボールコート	1面1時間につき	400円	320円

バレーボールコート	1面1時間につき	400円	320円
バドミントンコート	1面1時間につき	200円	160円
卓球台	1台1時間につき	100円	80円
その他	1面1時間につき	各コートに準ずる。	

備考

- 卓球台については、バドミントンコート1面につき3台を上限とする。
- この使用料は、消費税等を含む。
- 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第7(第12条、第17条関係)

(令元条例24・令3条例16・一部改正)

玉名市天水体育館使用料

(1) 体育館専用使用

区分		入場料金を徴収しない場合					入場料金を徴収する場合
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで	加算額(1時 間につき)	
アマチュアス ポーツとして 利用する場合	一般	2,950円	2,950円	3,560円	9,160円	730円	左記の料金の 2倍の額
	高校生 以下	2,360円	2,360円	2,850円	7,330円	590円	左記の料金の 2倍の額
上記以外の場合		11,810円	11,810円	14,250円	36,660円	2,950円	左記の料金の 3倍の額
備考		営利を目的として使用する場合は、上記料金の2倍の額					左記の料金の 3倍の額

(2) 体育館一部使用

区分	使用時間	使用料	
		一般	高校生以下
バスケットボールコート	1面1時間につき	400円	320円
バレーボールコート	1面1時間につき	400円	320円
バドミントンコート	1面1時間につき	200円	160円
卓球台	1台1時間につき	100円	80円
その他	1面1時間につき	各コートに準ずる。	

(3) 小体育館一部使用

区分	使用時間	使用料
----	------	-----

			一般	高校生以下
武道場	剣道場	1時間につき	200円	160円
	柔道場	1時間につき	200円	160円
多目的室		1時間につき	300円	

備考

- 卓球台については、バドミントンコート1面につき3台を上限とする。
- この使用料は、消費税等を含む。
- 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第8(第12条、第17条関係)

(令元条例24・一部改正)

玉名市弓道場使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
団体		1,040円	1,570円	2,090円
個人	一般	1回につき 100円		
	高校生	1回につき 70円		
	中学生以下	1回につき 50円		

備考

- 団体とは、10人以上をいう。
- この使用料は、消費税等を含む。

別表第9(第12条、第17条関係)

(令元条例24・一部改正)

玉名市武道館使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
団体	全館専用	剣道場	1,010円	2,540円	3,560円
		柔道場	1,010円	2,540円	3,560円
	一部専用	剣道場	500円	1,010円	1,520円
		柔道場	500円	1,010円	1,520円
区分		1回につき		定期券(1か月)	
個人	一般	100円		800円	
	高校生	70円		500円	
	中学生以下	50円		400円	

備考

- 団体とは、10人以上をいう。
- 一部専用とは、2分の1以下をいう。

3 この使用料は、消費税等を含む。

別表第 10(第 12 条、第 17 条関係)

玉名市天水相撲場使用料

施設名	使用時間	使用料		夜間照明使用料
		一般	高校生以下	
相撲場	1 時間につき	一般	100 円	100 円
		高校生以下	80 円	

備考

- この使用料は、消費税等を含む。
- 使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。

別表第 11(第 12 条、第 17 条関係)

(令元条例 24・令 3 条例 16・一部改正)

玉名勤労者体育センター使用料

(1) 専用使用

区分	入場料金を徴収しない場合					入場料金を徴収する場合	
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで	加算額(1 時 間につき)		
アマチュア スポーツと して利用す る場合	一般	2,950 円	2,950 円	3,560 円	9,160 円	730 円	左記の料金の 2 倍の額
	高校生 以下	2,360 円	2,360 円	2,850 円	7,330 円	590 円	左記の料金の 2 倍の額
上記以外の場合	11,810 円	11,810 円	14,250 円	36,660 円	2,950 円	左記の料金の 3 倍の額	
備考	営利を目的として使用する場合は、上記料金の 2 倍の額					左記の料金 の 3 倍の額	

(2) 一部使用

区分	使用時間	使用料	
		一般	高校生以下
バスケットボールコート	1 面 1 時間につき	400 円	320 円
バレーボールコート	1 面 1 時間につき	400 円	320 円
バドミントンコート	1 面 1 時間につき	200 円	160 円
卓球台	1 台 1 時間につき	100 円	80 円
その他	1 面 1 時間につき	各コートに準ずる。	

備考

- 卓球台については、バドミントンコート 1 面につき 3 台を上限とする。

- 2 この使用料は、消費税等を含む。
- 3 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第12(第12条、第17条関係)

(平28条例29・令元条例24・令3条例16・一部改正)

玉名市岱明B&G海洋センター使用料

(1) 体育館及び武道館専用使用

区分		入場料金を徴収しない場合					入場料金を徴収する場合
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで	加算額(1時 間につき)	
アマチュア スポーツと して利用す る場合	一般	2,130円	2,130円	2,640円	6,410円	530円	左記の料金の 2倍の額
	高校生 以下	1,710円	1,710円	2,110円	5,130円	420円	左記の料金の 2倍の額
上記以外の場合		8,550円	8,550円	10,590円	25,660円	2,130円	左記の料金の 3倍の額
備考		営利を目的として使用する場合は、上記料金の2倍の額					左記の料金の 3倍の額

(2) 体育館及び武道館一部使用

区分	使用時間	使用料	
		一般	高校生以下
バスケットボールコート	1面1時間につき	400円	320円
バレーボールコート	1面1時間につき	400円	320円
バドミントンコート	1面1時間につき	200円	160円
武道場	半面1時間につき	200円	160円
卓球台	1台1時間につき	100円	80円
ミーティングルーム	1時間につき	300円(冷暖房を使用する場合、200円を加算する。)	
その他	1面1時間につき	各コートに準ずる。	

(3) プール

区分	使用料		
	一般	中学生及び高校生	小学生以下
プール	1回につき 150円	1回につき 100円	1回につき 50円

備考

- 1 卓球台については、バドミントンコート1面につき3台を上限とする。
- 2 この使用料は、消費税等を含む。

3 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。